

議 案 第 63 号

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月6日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、本条例を制定するものである。

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年摂津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「修了したもの」の次に「（研修計画を定めた上で、放課後児童  
支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了するこ  
とを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。